

国分寺自治会員の皆さまへ

自治会長 ロードマン

12月1日から自治会放送運用開始に当たり『逝去連絡』

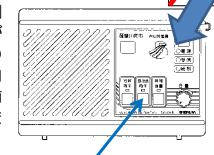
方法を戸別受信機での放送案内に変更 (お知らせ)

皆さまの協力により、10月24日からスタートした市の防災行政無線戸別受信機設置工事が、先週26日で完了し、市から自治会放送の運用許可をいただきました。

つきましては、12月1日から、各班長が会員の逝去を『逝去連絡』票で、 慌ただしくお知らせしていた案内方法を、各会員世帯に設置された戸別受信 機の自治会放送により、自治会長が一括放送でお知らせする方法に変更いた します。

※班長の「死人の触れ」を廃止し、会長が放送でお知らせします。

なお、お通夜は、午後6時から行われますので、夕刻の放送時間帯(午後7時~午後8時)では、情報提供が遅れてしまいますので、お昼の時間帯(12時~13時)に放送案内できるよう、逝去会員家族から班長経由で自治会長への<u>ご不幸情報等</u>の報告・連絡に関しては、従前同様(班内会員のお手伝い協力)の取り扱いといたしますので、十分ご留意ください。



※逝去会員のお名前(世帯主との関係)・年齢・お通夜・告別式の日時・場所とお手伝い必要の有無の情報

自治会放送の緑色ランプが点灯していたら,下の再生スイッチ を押せば,不在時の放送情報を,何回でも聞き直しが可能です

また、市から自治会放送の運用ガイドラインとして

- ◎ 放送は、自治会長等の役員が行い、放送内容は、自治会活動に関する各種行事のお知らせ・防災・防犯・緊急情報の伝達とし、放送記録簿に記録すること。
- ② 放送時間は、午前6時~午後9時までの時間内で、市の示した禁止時間帯(市からの行政情報・時報放送時間)は除くこと。
- ◎ 営利を目的とする内容,誹謗・中傷する内容,放送内容に関する責任が不明確な もの,個人を特定する内容(お悔やみ情報は除く),選挙活動に関する内容,公 序良俗に反する事項は,放送禁止事項として示されていますので,

これらを遵守し、自治会放送の運用に努めますので、ご協力をお願いします。

◇自治会放送時間帯の案内

朝二おおむね午前7時半前後

昼=おおむね午後〇時半前後

夜二おおむね午後7時半前後(夏場は午後8時前後)